

【更新履歴】

・更新月日:6月5日(募集要領 Ver.2)

ページ	項目	修正内容	
		(旧)	(新)
P.32	4. 3. 1 交付申請	なお、申請者が以下の(1)～(3)のいずれかに該当する法人等(以下、「関係会社等」という。)からの調達を行う場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、交付申請において、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。	なお、申請者が以下の(1)～(3)のいずれかに該当する法人等(以下、「関係会社等」という。)からの調達をしない場合は、 <u>その旨を宣誓する宣誓書の添付を求めます。</u>
P.32	4. 3. 1 交付申請	(3)申請者の役員である者(親族を含む)またはこれらの者が役員に就任している法人 ※交付申請において、補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。	(3)申請者の役員である者(親族を含む)またはこれらの者が役員に就任している法人 <u>申請者が関係会社等から調達を行う場合にあっては、補助金交付申請にあたり、関係会社等以外の2者を含めた3者以上からの見積りの結果から調達額が適正であることを示す資料を提出いただきます。</u> <u>虚偽の申請であった場合は、交付決定を取り消し、又は本補助金の返還を求めることがあります。</u>
P.36	4. 4. 8 不適切な行為に対する措置	記載なし	<u>本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じます。</u> <u>(1) 国土交通省が発注する業務に関する指名の停止</u> <u>(2) 国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限</u> <u>(3) 申請者等の名称(法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。)、不適切な行為の内容等の公表</u> <u>(4) 申請者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報</u> <u>(5) 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報</u>

ページ	項目	修正内容	
		(旧)	(新)
P. 36	4. 4. 9 経理に関する 留意事項	記載なし	<p><u>(1)本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。</u></p> <p><u>(2)人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。</u></p> <p><u>(3)国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。</u></p> <p><u>(4)人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。</u></p> <p><u>(5)本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。</u></p>
P. 37	4. 4. 10 事業実施に関する留意事項	記載なし	<p><u>交付決定後、事業実施中に募集要領等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがあります。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要領等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めるとします。</u></p>

ページ	項目	修正内容	
		(旧)	(新)
P. 37	4. 4. 1 1 その他	4. 4. 8 その他	4. 4. <u>1 1</u> その他
P. 37	4. 4. 1 1 その他	十一 サステナブル建築物等先導事業（LCCO2評価先導型）補助金交付規程（令和8年4月7日）	十一 サステナブル建築物等先導事業（LCCO2評価先導型）補助金交付規程（令和8年4月7日（令和8年5月26日改訂））
P. 66	表中	ホ) 構造安全性の確認	<u>ト</u>) 構造安全性の確認
P. 90	表中	ホ) 構造安全性の確認	<u>ト</u>) 構造安全性の確認
P. 104	最下段	記載なし	<u>（注3）様式6の該当欄の額と一致するように記載してください。（複数年度に渡る場合は全年度の合計額）</u>
P. 109	表中	ホ) 構造安全性の確認	<u>ト</u>) 構造安全性の確認
P. 130	最下段	記載なし	<u>（注2）様式6の該当欄の額と一致するように記載してください。（複数年度に渡る場合は全年度の合計額）</u>
P. 135	表中	ホ) 構造安全性の確認	<u>ト</u>) 構造安全性の確認

【更新履歴】

・更新月日:6月12日(募集要領 Ver.3)

ページ	項目	修正内容	
		(旧)	(新)
P. 39	6. 2 提出方法	<p>※令和8年1月1日施行の改正行政書士法により、行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署（評価事務局含む）に提出する書類を作成することは、同法第19条第1項に違反することが明示されておりますので、ご注意ください。</p>	<p>※令和8年1月1日施行の改正行政書士法により、行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署（評価事務局含む）に提出する書類を作成することは、同法第19条第1項に違反することが明示されておりますので、ご注意ください。<u>なお、行政書士又は行政書士法人へ依頼し書類を作成する場合は、本事業のホームページに掲載した委任状に必要事項を記入し押印のうえ、提案書と一緒に提出して下さい。</u></p>